

世界遺産登録 再チャレンジ

平泉の文化遺産は、平成23年の世界遺産登録を目指しています。このコーナーでは、登録に向けた取り組み状況についてお知らせします。

第18回 現地確認作業が始まる

今年の夏から秋にかけて予定されているイコモスの現地調査に備え、資産の現地確認作業が始まりました。

5月13、14日には、県教育委員会事務局と町、一関、奥州両市の担当者が参加して資産や説明箇所を巡回し、説明の要点や時間配分を確認したほか、現状の改善点などについて話し合われました。

今回の確認作業は、4日間の日程で行われた前回(19年)のイコモスの現地調査での対応状況が参考とされましたが、構成資産の数が少なくなったことから、調査日程を2日間と想定して行われました。現地において、新しい推薦書の主題や資産の保存管理状況について分かりやすく説明するため、推薦書に添付された写真や図版を拡大した資料を多数活用することが確認されたほか、資産管理に携わっている関係者が直接説明する場面についても話し合われました。また資産の管理状況の面から、周辺部も含めて環境整備が必要な箇所についても、検討を加えていくこととなりました。

現地調査のスケジュールや説明内容については、当日の天候や調査員の専門分野によっても対応が変化することになります。また、事前にイコモスから質問状が示されることも考えられます。イコモスの現地調査

の日程は決定していませんが、現段階で考えられるさまざまな状況を踏まえた対応が求められていることから、今回の確認作業の結果も参考にしつつ、今後の具体的な対応について協議を進めていくことになります。



毛越寺庭園での現地確認作業。イコモスの現地調査では、庭園の整備手法や保存管理の現状について、分かりやすい説明が求められます

平泉を掘る

22年3月に国の文化審議会で、柳之御所遺跡など町内の遺跡から出土した奥州藤原氏に関連する出土品2,204点を重要文化財に指定する答申がありました。このうち町が所有する1,262点は平泉文化遺産センターで保管します。

平安時代末期の生活文化を知る上で欠かせないこれらの出土品は、永く大切に保管されなければなりません。そのため耐火構造の収蔵庫の中に、新たに木製の収蔵室(約100平方メートル)を作り、安定した温湿度の環境のもとで保管できるようにしています。

収蔵室では室温20℃、湿度50%を基準値として、室内に3段の棚を4列配置し、出土品は木箱に収納しています。材質によって適切な湿度が異なるので、調湿剤などを用いて微調整します。出土品は個別に適正に管理していきます。

このような環境の下で保管し、展示を通して皆さん

発掘最前線⑧ 重要文化財の保管について

にご覧いただくこととなります。今後は分かりやすいパンフレットを作成し、ホームページでの公開、学術資料としての目録作成や調査研究などで活用を図っていくこととなります。



新たに設置された木製収蔵室の室内

国民健康保険税の 軽減措置が創設されました

22年4月から、解雇などのやむを得ない理由で離職し、国民健康保険の被保険者となった人について国民健康保険税の軽減措置が創設されました。この軽減を受けるためには、申請が必要となりますので下記をご覧の上、町民福祉課窓口で申請してください。

1 軽減の要件

次の から の条件をすべて満たす方

離職日(離職年月日)が平成21年3月31日以降である方

失業時点(離職年月日)で65歳未満の方

「雇用保険受給資格者証」に記載されている離職理由が次のいずれかの方

▷ 特定受給資格者(倒産・解雇など事業主都合により離職した方)

(離職理由コード 11・12・21・22・31・32)

▷ 特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)

(離職理由コード 23・33・34)

「雇用保険受給資格者証」は、離職者の方が職業安定所で手続きを行った後、発行されます。

離職年月日、離職理由コードは「雇用保険受給資格者証」の第1面に表記されています。

2 軽減の内容

対象者の国民健康保険税の算定および軽減判定において使用する前年の給与所得を30/100として計算します。対象期間は最長2カ年度です。

保険税の軽減に伴い対象世帯の高額療養費の自己負担限度額が変わる場合があります。

3 申告方法

町民福祉課窓口で「雇用保険受給資格者証」をご持参の上、申告書に必要事項をご記入ください。

4 申告後の納付などについて

申告書提出日の翌月に軽減後の納付書を送付します。6月30日までに申告した場合は、7月に軽減を適用した納付書を送付します。

すでに本年度の納付書をお持ちの方で、軽減後の納付書が届くまでの間は、次のことに注意してください。

▷ 申告書を提出しても、国民健康保険税の更正通知書と軽減後の納付書が届くまでは、お手持ちの納付書の納期限が適用されますので、期限までに納付してください。

▷ 軽減後の納付書と過不足が生じた場合は、後日精算となります。

▷ 未納のまま納期限が過ぎると、督促状や催告書が送付されますのでご注意ください。

国民健康保険税賦課限度額が変わります

国民健康保険税の賦課限度額(最高額)が法改正により、22年度分より下記のとおりとなります。

医療分賦課限度額 現行47万円 → 改正後50万円

後期高齢者支援金等賦課額 現行12万円 → 改正後13万円

◎申請・問い合わせ先◎町民福祉課 ☎46-5562

税務課 ☎46-5563